

## 消費税軽減税率対策窓口相談等事業

# 中央会事業を活用しませんか

### 消費税軽減税率制度、キャッシュレス決済に関するご相談、専門家派遣のご希望がある場合はお気軽にお問い合わせください

本年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。実施に伴い、消費の現場では、事業者・消費者の双方で様々な混乱が生じることが予想されます。

佐賀県中央会では、消費税の引上げや軽減税率・価格転嫁等に関する窓口相談事業を行っております。本事業では、無料で専門家の派遣を行っており、組合及び組合員事業所向けの研修会や個別相談を実施しております。相談ニーズに本事業を是非ご活用ください。



### 消費税軽減税率対策窓口相談等事業

**【実施期間】** ~令和2年1月31日(金) (※予算額に達し次第受付終了)

**【補助金額】** 原則全額中央会が負担します。  
(専門家謝金、旅費、会場等借料、資料印刷費)

#### 【補助要件】

- ①軽減税率制度、インボイス制度、POSレジ導入、価格転嫁対策、キャッシュレス決済、ポイント還元事業に関する内容であること
- ②令和2年1月31日までに支払いを完了すること

#### ※これまでの開催事例

- 組合別講習会の開催  
(軽減税率制度について、キャッシュレス決済について、インボイス制度について 等)
- 個別相談 (消費税の経理処理について 等)

#### 【お申込み方法】 申込期限：派遣希望日の3週間前

事前に組合担当者又は総務部へ直接お申込みいただくか、裏面「申込書」にてFAX又はメールでお申し込みください。 ※すでに実施されているものは対象となりません。



「お問い合わせ先」

佐賀県中小企業団体中央会 総務部 (TEL : 0952-23-4598)

佐賀県中小企業団体中央会 総務部 行

平成 30 年度(第 2 次補正分)消費税軽減税率対策窓口相談等事業  
専門家派遣申込書

令和 年 月 日

下記のとおり専門家派遣を申込みます。

組合名			
組合員事業所名	※組合員事業所単独で申し込む場合のみご記入ください。		
代表者名	※組合の場合は代表理事名、組合員事業所の場合は代表者名をご記入ください。	担当者名	
所在地			
電話番号		F A X 番号	
業種	製造業・卸売業・小売業・運輸業・建設業・サービス業 その他 ( )		
支援を受けたい具体的な内容	(研修会形式・個別相談) ※いずれかに○を付けてください。		
派遣専門家名	※お決まりの場合のみご記入ください。		
派遣希望日	第 1 希望日：令和 年 月 日 時 分～ 第 2 希望日：令和 年 月 日 時 分～		

※この情報は、今回の専門家派遣事業以外には一切使用・開示いたしません。

※専門家との調整でご希望の日程に沿えない場合は、別途調整させていただきます。

※すでに実施されているものは対象となりません。

【お申込み方法】 申込期限：派遣希望日の3週間前

① F A X : 0952-29-6580 まで申込書をお送りください。

②メール：中央会ホームページより申込書様式をダウンロードして、mameda@ai le. or. jp までお送りください。

《お問い合わせ先》

佐賀県中小企業団体中央会 総務部

TEL : 0952-23-4598 FAX : 0952-29-6580